

地方創生推進交付金（平成 30 年度）の運用について

1. 平成 29 年度からの変更点

平成 30 年度の地方創生推進交付金（国費：1,000 億円、事業費：2,000 億円）の運用について、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 施設整備等（ハード）事業の運用弾力化

平成 29 年度	平成 30 年度
複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等（ハード）事業の割合が原則として概ね 1 / 2 未満。 ただし、地方の平均所得の向上等の観点から高い効果が見込まれる場合は、1 / 2 以上も可	複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等（ハード）事業の割合が原則として概ね 1 / 2 未満。 ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が 1 / 2 以上（8割未満）であっても申請可能 ・適用は 30 年度新規事業から ・事業数 都道府県は年間 2 事業まで 市区町村は年間 1 事業まで

(2) 交付上限目安の見直し

	平成 29 年度	平成 30 年度（※ 1）
都道府県	〔先 駆〕国費：3 億円 〔横展開〕国費：0.75 億円 〔隘 路〕国費：0.75 億円	〔先 駆〕国費：3 億円 〔横展開〕国費：1 億円
市区町村	〔先 駆〕国費：2 億円 〔横展開〕国費：0.5 億円 〔隘 路〕国費：0.5 億円	〔先 駆〕国費：2 億円 〔横展開〕国費：0.7 億円

※ 1 横展開タイプ、隘路打開タイプを統合し、「先駆タイプ」及び「横展開タイプ」の 2 タイプとする。

(3) 交付決定時期の早期化

平成 29 年度	平成 30 年度
継続事業：4 月 1 日交付決定 新規事業：5 月 30 日交付決定	継続事業：4 月 1 日交付決定 新規事業：4 月 1 日交付決定

2. 今後のスケジュール

- 平成 30 年第 1 回応募における新規事業・継続事業については、1 月 25 日までに実施計画を受け付ける。
- 実施計画を受け付けた後は、外部有識者等による審査を経て、3 月下旬を目途に採択事業の公表、地域再生計画の認定を行ったうえで、4 月 1 日に交付決定を行う予定である。